

調査の概要

1 調査の目的

サービス業基本調査は、我が国においてサービス業の事業・活動を行っている事業所・店舗・施設（以下「事業所」という。）の基本的属性、経理事項及び業務の実態に関する事柄を調査し、我が国のサービス業の経済活動及び業務の実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の期日

調査は、平成16年6月1日現在で実施した。

（第1回調査は、平成元年7月1日現在、第2回調査は平成6年11月1日現在、第3回調査は、平成11年11月15日現在で実施し、今回は第4回目の調査である。）

3 調査の範囲

調査は、全国の全地域を対象として実施した。

4 調査の対象

（1）調査の対象産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に掲げる産業のうち、以下の表に示す産業に属する事業を営む民営の事業所（以下「サービス業事業所」という。）を調査対象とした。

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）

大分類	中分類	備考
H 情報通信業	41 映像・音声・文字情報制作業	○小分類「415 映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」のみ
L 不動産業	69 不動産賃貸業・管理業	
M 飲食店、宿泊業	70 一般飲食店 72 宿泊業	
N 医療、福祉	73 医療業 74 保健衛生 75 社会保険・社会福祉・介護事業	○小分類「734 助産・看護業」、「735 療術業」、「736 医療に付随するサービス業」のみ
O 教育、学習支援業	77 その他の教育、学習支援業	
P 複合サービス事業	79 協同組合 （他に分類されないもの）	
Q サービス業 （他に分類されないもの）	80 専門サービス業 （他に分類されないもの） 81 学術・開発研究機関 82 洗濯・理容・美容・浴場業 83 その他の生活関連サービス業 84 娯楽業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械等修理業（別掲を除く） 88 物品賃貸業 89 広告業 90 その他の事業サービス業 91 政治・経済・文化団体 92 宗教 93 その他のサービス業	○小分類「832 家事サービス業」を除く

(2) 調査事業所

「調査の対象産業」に該当する事業所のうち、次により選定された事業所（約43万）について調査を行った。

ア 存続サービス業事業所

存続サービス業事業所（平成13年及び平成16年の両回の事業所・企業統計調査で調査された事業所）のうち、従業者数30人以上の事業所についてはすべての事業所を調査対象とした。

また、従業者数30人未満の事業所については、都道府県、産業小分類別に定めた抽出率に基づき選定された事業所を調査対象とした。

イ 新設サービス業事業所

新設サービス業事業所（平成13年事業所・企業統計調査以後に把握された事業所）のうち、指定調査区（事業所・企業統計調査の調査区から6分の1の抽出率で選定された調査区）所在する、従業者数30人以上の事業所をすべて調査対象とした。

5 調査事項

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 経営組織
- (4) 本所・支所の別
- (5) 開設時期
- (6) 従業者数
- (7) 事業の種類
- (8) 資本金額
- (9) 開設形態
- (10) 収入額（年間）
- (11) 事業の内容別収入額の割合（年間）
- (12) 相手先別収入額の割合（年間）
- (13) 経費総額（年間）
- (14) 経費総額のうち給与支給総額（年間）
- (15) 設備投資額（年間）（土地を除く）

6 調査の方法

調査は、原則として次の流れにより、調査員が担当する調査区域内にある調査事業所に調査票を配布し、調査事業所の事業主又は事業主に代わる者が記入した調査票を取集する方法で行った。
※指導員は一部の市町村に設置した。

総務省統計局－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査事業所

7 結果の推計方法

結果数値は、平成16年事業所・企業統計調査結果による都道府県、産業小分類、経営組織別事業所数をベンチマークとする比推定により推計している。

8 集計

集計は、独立行政法人統計センターにおいて行った。

用語の解説

●事業所

事業所とは、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもので、一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- (2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者及び設備を有して継続的に行われていること

●経営組織

個人

個人が事業を営んでいる場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人に含まれる。

会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここでいう外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事業所などを登記したものをいう。

なお、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加している、いわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

その他

「会社以外の法人」及び「法人でない団体」の合計をいう。

会社以外の法人

会社以外で法人格を持っている団体をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、弁護士法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、日本放送協会（NHK）、信用金庫、公社・公団等の特殊法人などが含まれる。

法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる

●本所・支所の別

単独事業所

他の場所に、同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店・営業所・出張所）などがあり、それらのすべてを統括している事業所をいう。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。支社、支店といわれているもののほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれている。

●開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた年をいう。

●従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事務所から賃金・給与（現物支給を含む）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

雇用者

「有給役員」、 「常用雇用者」及び「臨時雇用者」の合計をいう。

有給役員

有給役員とは、法人・団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える時期を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の時期を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

●産業分類

本調査で用いる産業分類は、原則として「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）」によるが、一部の小分類項目について分割したものを小分類に含めて表章している。

●資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合資会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

●開設形態

事業所の移転

下記の「他の企業・団体からの分離・独立」～「創業・創設」以外の場合で、別の場所から現在の場所に移転してきた場合をいう。

なお、火災その他の災害又は改築などのため、一時的に休業又は別の場所に移転し、その後、元の場所で再び開業した場合は「事業所の移転」とはしない。

他の企業・団体からの分離・独立

のれん分けにより独立した店舗や、他の企業から独立し、子会社として設立した場合をいう。

支所・支社・支店として開設

支所・支社・支店・営業所・出張所など、他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受ける形態として開設した場合をいう。

他の事業からの転換

現在の事業が、例えば、クリーニング業から写真業のように、前の事業の内容と大きく変わった場合をいう。

創業・創設

新規に事業を始めた場合をいう。

また、次の場合もこの区分に含まれる。

- ・個人経営の事業所で、相続人以外の者に経営権が移転し、経営者が変わった場合
- ・二つ以上の事業所が新設会社として対等合併した場合。

●収入額（年間）

年間（平成15年4月から平成16年3月まで1年間分）の事業所における全事業からの収入額（「経費総額」及び「給与支給総額」を差し引く前の事業上の収入額（消費税を含む。））をいう。

ただし、預金、有価証券などから生じた利子・配当収入、借入金、補助金、土地や建物などを売却して得た収入などの事業外の収入額を除く。

なお、平成16年調査においては、経営組織が個人及び会社についてのみ調査した。

●主産業・従産業・活動ベース

主産業

1種類の事業を行っている事業所の場合は当該業種をいい、複数種類の事業を行っている事業所の場合は過去1年間の総収入額の最も多い業種をいう。

従産業

複数種類の事業を行っている事業所の主産業以外の業種をいう。

活動ベース

主産業、従産業を問わず、行っている業種ごとに集計したものをいう。

●主産業について収入を得た相手先

収入を得た相手先（売上先）をいう。

個人（一般消費者）

一般消費者から得た収入をいう。

他の企業・団体

民間

官公庁以外の経営の異なる事業所との取引などによる収入をいう。

官公庁

国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）を除く。

同一企業・団体

本社と支社など同一経営の事業所間での取引などによる収入をいう。

●経費総額（年間）

事業を営むために必要な物品の仕入れに要する費用及び租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、地代・家賃・その他の賃借料、広告宣伝費、修繕費、損害保険料、消耗品費、減価償却費、福利厚生費、接待交際費など、事業に要した費用の総額をいう。

●給与支給総額（年間）

事業所の従業者のうち有給役員を含む雇用者に支払った税込み（所得税、社会保険料などを含む。）の賃金・給与の総額をいう。

●設備投資額（年間）

耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の建物及び設備の購入に要した費用の総額をいう。ただし、土地の購入費や土地の改良整備費などは除く。